

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

訓 令

- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 2

規 則

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則
総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。
保健福祉部の項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第22号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
第14条の3の農業経営課の事項第12号中「農村地域工業等導入対策」を「農村地域への産業の導入対策」に改める。
第29条の表北海道後期高齢者医療審査会の項の次に次のように加える。

北海道国民健康保険運営協議会

健康安全局国保医療課

第29条の表中

「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

福祉局障がい者保健福祉課

を削り、同表北海道障がい者就労支援委員会の項中「北海道障がい者就労支援委員会」を「北海道障がい者就労支援推進委員会」に改め、同表北海道食の安全・安心委員会の項の次に次のように加える。

北海道優良品種認定審議会

生産振興局農産振興課

第29条の表中

「北海道子どもの国及び北海道立青少年体験活動支援施設ネパール砂川指定管理者候補者選定委員会

まちづくり局都市環境課

及び

「北海道立オホーツク公園及び北海道立北方民族博物館指定管理者候補者選定委員会

まちづくり局都市環境課

を削る。

第41条第1項の表ダムに係る建設工事の実施に関すること。の項を削る。

第47条第1項の課税第二課の事項第1号中「及び軽油引取税」を「、軽油引取税及び循環資源利用促進税」に改め、「並びに循環資源利用促進税」を削り、同事項第3号中「及び循環資源利用促進税」を削る。

別表第1中10の事項を削り、11の事項を10の事項とする。

別表第1の3の1の事項の表留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター北留萌支所の項を削る。

別表第9総務部法務・法人局法制文書課文書館の項の次に次のように加える。

総務部法務・法人局法制文書課道史編さん室	主任文書専門員	上司の命を受け、文書等の調査研究に係る企画調整等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務を整理する。
----------------------	---------	---

別表第11の(1)の事項の表中「十勝総合振興局建設管理部事業室」を「胆振総合振興局及び十勝総合振興局の建設管理部事業室」に、

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「空港戦略推進監」の次に「、アイヌ政策監」を加える。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第14項第2号中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同項中第67号を第68号とし、第21号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、同項第20号中「第25号」を「第26号」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「第36条第8項」を「第36条第9項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「第29条の3第1項」を「第29条の4第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第29条の2第4項の規定に基づき、決算関係書類を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第15項第1号中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改め、「。次号において同じ」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第13条第1項及び第3項」を「第29条第1項及び第3項」に改め、同号を同項第2号とし、同事項に次の1項を加える。

31 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号）の施行に関する事務（主要農作物等の原原種に係るものを除く。）

(1) 第11条第1項の規定に基づき、ほ場を指定すること。

(2) 第11条第3項の規定に基づき、ほ場の指定を取り消すこと。

(3) 第12条第3項の規定に基づき、ほ場審査及び生産物審査を行い、その結果を指定種子生産者に通知すること。

(4) 第13条の規定に基づき、種子生産者に対し、指導、助言及び勧告を行うこと。

別表第4の家畜保健衛生所の事項に次の1項を加える。

3 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）の施行に関する事務

(1) 家畜保健衛生所法施行令（平成11年政令第417号）第3号の規定に基づき、試験及び検査の信頼性を確保するために必要な措置を講ずること。

別表第6の会計管理者の決裁事項の項中「出納局次長」を「当該事務を所管する出納局次長又は会計管理室長」に、「出納局総務課長」を「当該事務を所管する課長」に改め、同表の職員監、危機管理監、交通企画監、空港戦略推進監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「空港戦略推進監」の次に「、アイヌ政策監」を加える。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

主任研究員	部長（部の置かれていない出先機関にあっては、所長等）を補佐するとともに、上司の命を受け、担任の試験、研究調査等に従事する。
研究主査	上司の命を受け、担任の試験、研究調査等に関する事務を処理する。

を

研究主幹	所長を補佐するとともに、上司の命を受け、担任の試験、研究調査等に関する事務を処理し、掌理する。
------	---

に改め、別表第11の(2)の事

項の表中

総合振興局の建設管理部ダム建設事務所胆振総合振興局室蘭建設管理部出張所の総合治水事務所

を

胆振総合振興局室蘭建設管理部出張所の総合治水事務所

に、

総合振興局及び留萌振興局の建設管理部出張所 総合振興局の建設管理部ダム建設事務所	室長 主幹
---	----------

を

総合振興局及び留萌振興局の建設管理部出張所	室長 主幹
-----------------------	----------

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第1号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年3月29日